

総社市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第19号

総社市営住宅条例の一部を改正する条例

総社市営住宅条例（平成17年総社市条例第205号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。			(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
上林住宅	総社市上林 294 番地 1	8	市成住宅	総社市中央二丁目 12 番 1 号	6
	総社市上林 299 番地			総社市中央二丁目 12 番 2 号	6
略	略	総社市中央二丁目 12 番 3 号		6	
			上林住宅	総社市上林 294 番地 1	8
			略	総社市上林 299 番地	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。